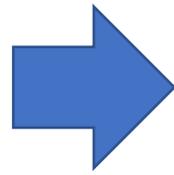


地域の集会施設等を「自主運営避難所」としてあらかじめ登録していただき、自治会や自主防災組織等が自主的に開設・運営していただくことを支援します。

課題

- ①指定避難所が遠い
- ②集落の孤立
- ③避難の分散化（要配慮者等への配慮）



対応策

自主運営避難所の開設

※地震は除く

- ①地域の集会施設等を登録
- ②食料や飲料水の供与



【対象】

自治会及び自主防災組織

【対象施設】

- ①自治会等が所有する集会施設
- ②自治会等が確保した施設

【施設の登録基準】

立地要件：土砂災害特別警戒区域外に立地すること
浸水想定区域内は条件付き登録とする
体制要件：自治会等による自主的な開設・運営ができること

【開設・運営・閉鎖ルール】

- ①設置者が自主的に開設（市職員派遣なし）
- ②必要に応じて備蓄物資を避難者へ配付

- ③避難者数を市へ報告

- ④運営経費は設置者の負担

- ⑤閉鎖の判断 など

【登録手順】

- ①施設の選定：登録したい施設等の確認
- ②開設基準の検討：自治会等で開設・運営・閉鎖等のルールを検討
- ③登録申請：自治会等が登録の申請

【市の支援】

食料：施設の収容可能人数×2食

飲料水：施設の収容可能人数×2リットル

※登録後に施設へ供与

※避難が長期化する場合など、必要に応じて支援物資を追加供与